

## 農産加工品高付加価値化推進業務仕様書

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、本県への観光客の減少に伴い、農産加工品を販売する道の駅等の来客者数も低迷し、農家所得にも影響が生じている。また、第二波・第三波による観光客低迷下にあっても、他地域との差別化を図り、農産加工品の売上を確保していく必要がある。このため、ウィズコロナの時代を踏まえ、障害者の参画や地球環境への配慮等の「優しさ」を新たな魅力として高付加価値化を図る本県農産加工品の販売・PR方法のモデルを構築することにより、6次産業化の振興を図る。

### 2 委託業務の内容

受託事業者は、上記の事業目的を踏まえ、農産加工事業者の取り組み内容の調査・取材のほか、農産物から農産加工品の生産に至るまでに関わる者の取り組みが消費者に共感されるようなストーリー性のある動画等の作成を行う。

また、農産加工品の詰め合わせパックの企画、テスト販売、テスト販売におけるPR、消費者へのアンケート調査を実施した上で、農産加工品の効果的な販売・PR手法を提案する。

#### (1) 農産加工事業者の選定

##### ① 農産加工事業者の選定

- ・選定する農産加工事業者は、県産農産物を主たる原材料として加工品を生産する者で、山梨県内に主たる事務所又は住所を有する者とする。
- ・選定する農産加工事業者数は原則6者程度とするが、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。
- ・ストーリー性のある農産加工品を生産する事業者の調査を行い、消費者（エシカル消費を意識すること）に共感されるようなストーリー性のある取り組みを行っている農産加工事業者を選定すること。

②スチール撮影を含む農産加工事業者の取材

③農産加工事業者の魅力を発信できる動画等の作成

- ・動画作成（ロング版、ショート版）、取材に基づいたPR記事等、その他PRに効果的なコンテンツの作成。ただし、動画、PR記事は必ず作成すること。

※動画の時間について、企画提案を基に受託事業者は県と協議して定めるものとする。

**(2) モニター調査**

①テスト販売のための農産加工品詰め合わせパックの企画

- ・以下に掲げる「優しさ」をテーマとして、パックのコンセプトづくりを行い、複数の種類を詰め合わせた農産加工品のセットを2種類以上作成すること。なお、詰め合わせる農産加工品は、県産農産物が主たる原材料であること。

「優しさ」の例 障害者の参画、地球環境への配慮、アニマルウェルフェアの取り組み 等

コンセプトの例 贈答用、自分へのご褒美、普段使い、ティータイム、一家団欒 等

- ・「優しさ」が伝わるキャッチコピーの作成  
キャッチコピーの例 愛情農産加工品パック 等
- ・農産加工品の詰め合わせに用いる箱のデザイン
- ・詰め合わせに同梱するリーフレット等のデザイン及び作成

②テスト販売におけるPR

- ・新聞やテレビ番組、WEBサイト、動画サイト、SNS等、その他効果的な手段を活用し、農産加工品詰め合わせセットを消費者にPRすること。

③テスト販売

- ・消費者へのテスト販売にあっては、別添「テスト販売における委託経費のあて方の考え方」に記載した想定額を参考に有償販売とすること。
- ・テスト販売で、宅配する場合の送料は無料とすること。
- ・テスト販売における商品代、送料に要する経費は、委託の対象経費とする。

#### ④アンケート調査

- ・購入者へのアンケート調査の実施及び集計・分析

### (3) 農産加工品の効果的な販売・PR手法の提案

- ①モニター調査の結果を基に、事業目的を達成するために効果的と考えられる販売・PR手法を2種類以上提案すること。
- ②提案には、エシカル消費に取り組む消費者から一般消費者への波及の方策と、農産加工品を効果的に販売している全国の優良事例の分析による、本県における農産加工品の販売増に向けた応用方策を記載すること。
- ③①及び②を踏まえ、①で提案する2種類以上の提案に加えて、他の県内6次産業化事業者の販売増に波及すると考えられる手法も1種類以上提案すること。
- ④販売・PR手法の提案書を正副2冊作成し、電子媒体と併せて県へ納品すること。

### 3 委託経費の対象経費

委託経費として計上できる経費は、次のとおりとする。

#### (1) 農産加工事業者の調査に要する経費

- ・農産加工事業者の調査、選定、取材、スチール撮影に要する経費
- ・農産加工事業者の魅力を発信できる動画等の作成に要する経費

#### (2) モニター調査に要する経費

- ・テスト販売のための農産加工品の詰め合わせパックの企画に要する経費
- ・テスト販売におけるPRに要する経費

- ・テスト販売に要する経費（商品代、送料）
    - ※「テスト販売における委託経費のあて方の考え方」を参照
  - ・アンケート調査に要する経費
- (3) 農産加工品の効果的な販売・PR手法の提案に要する経費
- ・提案書の作成に要する経費
- (4) その他
- ・人件費を計上する場合は、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定すること。
  - ・備品の購入に要する経費は対象外とする。
  - ・委託料の額の確定にあっては、委託業務で実際に要した実支出額と委託料の上限の額とのいずれか低い額により、委託料の支払額を確定する。ただし、一般管理費は県と協議して確定する。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日まで

#### 5 事業成果の取扱

##### (1) 事業成果の報告等

事業が終了したときは、事業の成果を記載した業務完了報告書を、県に提出すること。また、2の(3)に係る販売・PR手法提案書を併せて提出すること。

##### (2) 事業成果の帰属等

- ①本業務により受託事業者が作成し、採用された著作物の著作権、意匠権（又は、意匠登録を受ける権利）及び商標権（又は、商標を受ける権利）は、県に帰属する。
- ②本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、事業により知り得た個人情報について、本

事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 6 留意事項

- (1) 業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 本業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (3) 受託事業者は、本業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (4) 業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (5) 農産加工品事業者の選定やモニター調査の実施等にあつては、企画提案書の内容をもとに県と協議の上決定する。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 7 その他事項

### (1) 再委託について

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、県の承諾を得たものについては除く。

### (2) 仕様の変更について

受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、県と協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。

### (3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

## テスト販売における委託経費のあて方の考え方

○例えば、仕入れ単価5,400円（税込）のセットを、消費者に1,080円（税込）で販売する場合、差額の4,320円（税込）を委託対象経費とする。

○消費者の購入代金（1,080円（税込））は受託事業の会計で精算するとともに、受託事業者の他事業の収支と区別できるようにすること。

※テスト販売に要する経費の想定額（税込）：1,304千円

○商品（3～6種類入り）数セットを200個販売する場合の想定内訳

・5,400円相当（税込）のものを1,080円（税込）で販売

4,320円（税込）×200個＝864千円

・送料は、1個あたり2千円

2,200円（税込）×200セット＝440千円

計1,304千円

このように販売単価の設定にあつては、仕入れ単価から販売収入を除いた分を、委託対象経費とする。